

江東区障害者支援相談員会計年度任用職員設置要綱

令和2年2月18日

31江福障第2580号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年3月江東区規則第2号。）に基づき、職名を江東区障害者支援相談員（以下「相談員」という。）とする会計年度任用職員の職の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する障害福祉サービスの給付に係る相談及び助言に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第20条第2項に規定する調査及びこれに付随する事務に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業の利用に係る相談及び助言並びに調査及びこれに付隨する事務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者福祉に関し、区長が必要と認めること。

(任用数)

第3条 相談員の任用数は、7人とする。

(任用)

第4条 相談員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その職務の遂行に必要な能力を有する者のうちから、選考の上、区長が任用する。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第12条第1項に規定する保健師の免許を有する者
- (2) 保健師助産師看護師法第12条第3項に規定する看護師の免許を有する者
- (3) 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条に規定する精神保健福祉士の登録を受けた者

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2に規定する介護支援専門員の登録を受けた者

(5) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第28条に規定する社会福祉士の登録を受けた者

2 任用に当たっての選考の方法は、経歴評定及び面接評定によることとする。ただし、公募によらない再度任用に当たっての選考の方法は、人事評価によるものとする。

(任期)

第5条 相談員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、年度の途中において採用した場合の任期は、採用した日から当該年度末日までとする。

(分限)

第6条 相談員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び江東区職員の分限に関する条例（昭和30年4月江東区条例第4号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第7条 相談員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び江東区職員の懲戒に関する条例（昭和30年4月江東区条例第5号）の定めるところによる。

(服務)

第8条 相談員の服務は、江東区職員服務規程（令和2年3月江東区訓令甲第1号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第9条 相談員の勤務日数は1か月について16日とし、勤務日の割り振りは障害福祉部障害者支援課長（以下「課長」という。）が別に定める。

2 相談員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 課長は、翌月の勤務日を前月末までに定めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、相談員の勤務時間等に関することは、江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年3月江東区規則第3号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(休暇等)

第10条 相談員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第11条 相談員における職務に専念する義務の免除は、江東区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年江東区条例第6号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第12条 相談員の給与及び費用弁償は、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月江東区条例第29号）及び江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第13条 相談員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年4月特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第14条 相談員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(研修)

第15条 相談員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断)

第16条 相談員の健康診断については、第14条の社会保険等に加入する者

に対し実施するものとする。

(被服)

第17条 相談員の職務遂行上必要な被服については、職務実態に応じて措置する。

(人事評価)

第18条 相談員の人事評価については、江東区職員人事評価規程（平成14年4月江東区訓令甲第19号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。